

## 会議資料

### 竹田市立城原小学校統合検討委員会次第

日時：令和8年2月12日（木）18：30～

場所：城原地区館

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 会則の承認
- 5 役員選出・議長選出
- 6 定足数の報告
- 7 報告事項
- 8 議事
  - (1) 統合検討委員会の進め方について
  - (2) 次回協議事項について
  - (3) 検討資料について
- 9 その他
- 10 閉会

城原小学校統合検討委員会委員名簿

□顧問

	氏名	役職名	備考
1	工藤 忠孝	竹田市議会議員（城原小校区）	
2	副田 富雄	竹田市議会議員（城原小校区）	
3	上島 貞子	竹田市議会議員（竹田小校区）	

□委員

	氏名	役職名	備考
4	本田 忠	米納自治会長（城原地区自治会長会長）	
5	吉野 秀樹	宮の上自治会長（城原地区自治会長副会長）	
6	工藤 亨	轟木自治会長（城原地区自治会長副会長）	
7	大津 祐二	城原地区館長	
8	小澤 了子	城原小学校校長	
9	工藤 大行	城原小学校教頭	
10	内藤 紘昭	城原小学校PTA会長	
11	伊東 千春	城原小学校PTA副会長	
12	羽田野麗子	城原小学校PTA副会長	
13	安東紀代美	竹田小学校校長	
14	山村 寿孝	竹田小学校教頭	
15	田口 恒	竹田小学校PTA会長	
16	中村 徳幸	竹田小学校PTA副会長	
17	前田 翔	竹田小学校PTA副会長	

□事務局（教育委員会）

	氏名	役職名	備考
18	志賀 哲哉	教育長	
19	廣瀬 恵三	教育総務課長	
20	渡部公比古	学校教育課長	
21	古澤 邦利	教育総務課課長補佐	

## 竹田市立城原小学校統合検討委員会会則（案）

### （目 的）

第1条 「竹田市長期総合教育計画」を基に竹田市教育委員会並びに竹田市総合教育会議で決定した方針により、城原小学校と竹田小学校の統合について検討することを目的とする。

### （組 織）

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- |        |                  |    |
|--------|------------------|----|
| (1) 顧問 | 地元市議会議員          | 3名 |
| (2) 委員 | 城原地区の自治会長会長・副会長  | 3名 |
|        | 城原地区館長           | 1名 |
|        | 城原小学校 PTA 会長、副会長 | 3名 |
|        | 竹田小学校 PTA 会長、副会長 | 3名 |
|        | 城原小学校校長、教頭       | 2名 |
|        | 竹田小学校校長、教頭       | 2名 |

### （役 員）

第3条 本委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

2 役員を選出は委員の互選によるものとする。

### （役員の仕事）

第4条 会長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、その職務を代理する。

### （任 期）

第5条 委員の任期は統合完了の日までとする。但し、特定の地位、又は委嘱された委員の任期は、特定の地位又は職にある期間とする。

### （会 議）

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の過半数をもって成立し、その議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長が決する。

3 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### （専門部会）

第7条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

事務局は城原小学校に置く。

(その他)

第8条 検討委員会の会則に定めるもののほか、この委員会の運営に関して必要な事項はその都度定める。

附 則

この会則は、令和8年2月12日から施行する。

## 報告事項

### 説明会等の経過

#### 【令和2年度】

- R 2. 1 0 月 今後の学校のあり方についてアンケート実施
- R 3. 2. 5 城原小学校PTA役員への説明

#### 【令和3年度】

- R 3. 7. 2 城原小学校PTA役員への説明
- R 3. 7. 2 6 城原小学校保護者への説明
- R 3. 8 月 今後の学校のあり方についてアンケート再実施
- R 3. 8. 3 1 竹田小学校PTA役員への説明
- R 3. 9. 3 0 城原小学校保護者への説明
- R 3. 1 0. 2 2 城原地区未就学児保護者への説明
- R 3. 1 1 月 PTA独自アンケート実施
- R 4. 3. 1 8 城原地区自治会長会への説明

#### 【令和4年度】

- R 4. 6. 6 城原小学校保護者への説明
- R 4. 6. 1 6 城原地区自治会長会への説明
- R 4. 1 1. 3 0 第1回地区説明
- R 5. 2. 1 4 城原小学校保護者への説明
- R 5. 2. 2 1 第2回地区説明会

#### 【令和5年度】

- R 5. 4. 5 城原地区自治会長会あいさつ
- R 5. 4. 1 3 城原小学校PTA役員あいさつ
- R 6. 2. 1 4 第1回城原小学校統合検討委員会（中止）
- R 6. 4. 3 城原地区自治会長会あいさつ

**【令和6年度】**

R 6.	4.	2 6	城原小学校 P T A 総会あいさつ
R 6.	6.	1 7	城原小学校 P T A 総務部との意見交換会
R 6.	1 0.	1 8	城原小学校 P T A 総務部へ目標年度変更の説明
R 6.	1 2.	1 1	城原小学校 P T A との意見交換会
R 6.	1 2.	2 3	城原小学校 今後の学校のあり方についてアンケート

**【令和7年度】**

R 7.	4.	4	城原小学校 P T A 総務部との意見交換会
R 7.	4.	1 8	城原小学校 P T A 総会あいさつ
R 7.	5.	3 0	城原小学校 P T A との意見交換会 (第1回)
R 7.	6.	2 0	城原小学校 P T A 話し合い①
R 7.	6.	2 5	竹田市議会へ経過報告 (6月定例会終了後)
R 7.	7.	3	城原小学校 P T A 総務部との協議
R 7.	8.	2 9	城原小学校 P T A との意見交換会 (第2回)
R 7.	1 0.	1	竹田市議会へ経過報告 (9月定例会終了後)
R 7.	1 0.	3	城原小学校 P T A 総務部との協議
R 7.	1 0.	1 6	放課後児童クラブ (こねこ) 運営者との意見交換会
R 7.	1 0.	3 1	城原小学校 P T A との意見交換会 (第3回)
R 7.	1 1.	2 0	竹田小学校 P T A 役員会で経過説明
R 7.	1 1.	2 7	城原小学校 P T A 話し合い②
R 7.	1 2.	1 6	城原小学校 P T A 話し合い③
R 7.	1 2.	1 8	城原小学校 P T A 会長面会
R 8.	1.	1 4	城原小学校のあり方を考える城原地区内協議会に説明

## ①現 状

竹田市立小中学校の適正規模・適正配置について検討する背景としては、近年の少子化・過疎化に伴う小中学校の過小規模化が考えられます。

平成17年（合併時）の総人口は26,534人、令和7年4月末の総人口は18,685人となっており、20年間で約30%減少しています。

学校教育においては、平成17年度（合併時）は、小学校数15校・児童数1,171人、中学校数6校・生徒数656人。令和7年度は、小学校数10校・児童数637人、中学校数4校・生徒数370人で、児童数は約46%の減少、生徒数は44%の減少と大幅に減少しています。

令和7年5月1日時点で、児童数が最多の小学校で159人、最少児童数の小学校は15人、また生徒数が最多の中学校で152人、最少生徒数の中学校は33人となっています。

児童生徒数の減少は地域によって差異がありますが、小規模化すればするほど協働的な学びの実現に影響が生じることから、竹田市教育委員会では、竹田市の児童生徒数や学級数の現況と推移を踏まえ、小中学校の適正規模、適正配置について検討し、下記のとおり今後のあり方について提案をしています。

## ②基本的な考え方

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため学校では、教科等の知識や技能を習得させることはもちろん、児童生徒が集団の中で、自主的・自立的な教育活動等を通じて、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨しながら、思考力や判断力、表現力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけ、学びに向かう力を涵養することが重要となります。

また、中央教育審議会（文部科学省の諮問機関）では、「令和の日本型学校教育の構築を目指して」（令和3年1月）の中で、「2020年代を通じて実現すべき令和の日本型学校教育の姿」として、「少子高齢化、人口減少、感染症等の直面する課題を乗り越え、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と共同しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となる」という答申を取りまとめました。

以上を達成させるために、教育の機会均等という原点に立ち返り「子どもたちにとって、真に望ましい学校」という視点に立って、一定の学校規模を確保することが望ましいと考えます。

その上で、学校統合に際しては、児童生徒の将来にとって最適な教育環境を整備することを念頭に置きながら、保護者はもとより地域住民学校関係者等の理解を得ながら進めることが大事だと考えます。

### ③学校統合の留意点

- 1) 複式学級の解消をめざす。
- 2) 適正規模の学級とし、集団による学習等を行うことができ、児童同士による学びあいや磨き合い及び体験の場を広げるとともに、集団活動や人間関係を広げられるように、教育環境の整備を図る。
- 3) 授業等においては、学び合いを深める手法としてペア学習やグループ学習等も適切に取り入れ、これまで竹田市が蓄積した小規模ならではの良さを生かす。また、統合後も地域の関わりを継続できる仕組みづくりをする。

### ④少人数による教育の問題点

- 様々な情報を吸収できる時期に、多様な考え方に触れる機会が少ない。
  - 教員と児童生徒の心理的距離が近くなり過ぎ、依存心が強くなる可能性がある。
  - 多様な意見に触れることが難しくなる。
  - 集団活動（体育、音楽、運動会、文化祭）が制約される。
  - 子ども関係が固定化され、切磋琢磨による意欲や成長を助長する機会が少ない。
  - 集団の中での表現活動が少なく、社会性やコミュニケーション力が身につけにくい。
- ※少人数による教育は問題点ばかりではなく、きめ細かい指導が出来るなどの良さもたくさんあります。

## 【資料 1】 ■竹田市長期総合教育計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

### ＜適正な学校規模への対応＞

小学校については、地域で子どもを育てるという基本理念から、また学校教育にも欠かせないコミュニティを地域に残すため、各学校の魅力・特色を活かし、まずは存続することを念頭に置きます。しかし、少子化を背景に全小学校が小規模校であることから、地域や保護者の声を十分拝聴した上で、諸々の事情から学校存続が難しくなった場合には、学校再編について検討します。

その際、最終的な配置の在り方は、竹田地域に 2～3 校、その他の地域に各 1 校の配置を基本とします。

【資料 2】 学校・学年別 児童数推計表（令和 7 年 5 月 1 日現在）

年 度	城原小学校						計
	1	2	3	4	5	6	
7	2	4	2	5	2	4	19
8	3	2	4	2	5	2	18
9	5	3	2	4	2	5	21
10	0	5	3	2	4	2	16
11	3	0	5	3	2	4	17
12	1	3	0	5	3	2	14
13	0	1	3	0	5	3	12

年 度	竹田小学校						計
	1	2	3	4	5	6	
7	21	21	23	32	25	23	145
8	16	21	21	23	32	25	138
9	32	16	21	21	23	32	145
10	16	32	16	21	21	23	129
11	13	16	32	16	21	21	119
12	16	13	16	32	16	21	114
13	15	16	13	16	32	16	108

年 度	城原小学校+竹田小学校						計
	1	2	3	4	5	6	
7	23	25	25	37	27	27	164
8	19	23	25	25	37	27	156
9	37	19	23	25	25	37	166
10	16	37	19	23	25	25	145
11	16	16	37	19	23	25	136
12	17	16	16	37	19	23	128
13	15	17	16	16	37	19	120

黄色は 2・3 年生、4・5 年生の複式学級、水色は 35 人以上で 2 学級

年份	地区	指标	数值
2019	东部	人均GDP	100000
2019	中部	人均GDP	80000
2019	西部	人均GDP	60000
2019	东北	人均GDP	50000
2018	东部	人均GDP	95000
2018	中部	人均GDP	75000
2018	西部	人均GDP	55000
2018	东北	人均GDP	45000
2017	东部	人均GDP	90000
2017	中部	人均GDP	70000
2017	西部	人均GDP	50000
2017	东北	人均GDP	40000
2016	东部	人均GDP	85000
2016	中部	人均GDP	65000
2016	西部	人均GDP	45000
2016	东北	人均GDP	35000
2015	东部	人均GDP	80000
2015	中部	人均GDP	60000
2015	西部	人均GDP	40000
2015	东北	人均GDP	30000
2014	东部	人均GDP	75000
2014	中部	人均GDP	55000
2014	西部	人均GDP	35000
2014	东北	人均GDP	25000
2013	东部	人均GDP	70000
2013	中部	人均GDP	50000
2013	西部	人均GDP	30000
2013	东北	人均GDP	20000
2012	东部	人均GDP	65000
2012	中部	人均GDP	45000
2012	西部	人均GDP	25000
2012	东北	人均GDP	15000
2011	东部	人均GDP	60000
2011	中部	人均GDP	40000
2011	西部	人均GDP	20000
2011	东北	人均GDP	10000
2010	东部	人均GDP	55000
2010	中部	人均GDP	35000
2010	西部	人均GDP	15000
2010	东北	人均GDP	5000

## 議事（１） 統合検討委員会の進め方について

### 1 設立までの準備

P T A、自治会長会等との事前の話し合いを行い学校統合検討委員会の設置をご相談していきます。

### 2 学校統合検討委員会の設立（第1回検討委員会）

はじめに委員構成や規約の承認等を行い、これまでの経過を説明のうえ、委員全員で情報の共有を行います。

### 3 協議事項①（第2回目検討委員会以降）

- \* 学校統合を行うかどうかの協議をお願いします。
- \* 協議は複数回の検討委員会で協議されることも考えられます。

### 4 協議事項②（統合を行うとした場合、次回以降検討委員会）

- \* 目標年度までの詳細なスケジュールの提示
- \* 個別事項の具体的な協議について  
部会の設置・・・スクールバス、放課後児童クラブ、そのほか必要な事項について部会を設置して協議します。

### 5 部会の開催

- \* 部会は検討委員会とは別に開催します。
- \* 保護者の皆様の参加により個別・具体的な話し合いを進めます。
- \* スクールバスの経路などについても部会で話し合います。

### 6 その他

- \* 検討委員会は、基本的に傍聴が可能です。
- \* 検討委員会の内容は議事録にまとめ公表します。
- \* 委員の皆様は各団体の代表者にご参加をいただいております。協議の経過や結果については、適時ご報告のうえ、広く皆様に御周知いただきますようご協力ください。

## 議事（２） 次回協議事項について

### 1 協議事項

#### （１）統合先

城原小学校を竹田小学校へ編入統合する

#### （２）統合目標年度

令和9年4月1日

### 2 次回協議の日（第2回検討委員会）

日時：令和8年3月13日（金） 18時30分 ～

場所：城原地区館

# 資料

## 竹田市立小中学校通学区設定に関する規則（教育委員会規則第17号）

### ※該当箇所抜粋

#### （趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第5条第2項に基づく竹田市立小中学校の通学区域を定めるものとする。

#### （通学区域等）

第2条 竹田市立小中学校の通学区域は、別表第1（小学校）及び別表第2（中学校）のとおりとし、通学区域内に居住する児童生徒の保護者（児童生徒に対し親権を行う者又はこれに代わる者。以下同じ。）は、その児童生徒を区域内の学校に通学させなければならない。

#### （指定校の変更）

第3条 竹田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、施行令第8条の規定に基づき、竹田市内に住所を有する児童生徒が、特別の事由により通学区域外の竹田市が設置する小学校又は中学校に通学を希望する場合、保護者の申立てが許可基準に該当すると認めるときは、当該保護者に対し指定校の変更を許可することができる。

2 指定校の変更の許可基準は、別表第3のとおりとする。

別表第3（第3条関係） 指定校の変更許可基準

許可事項	許可内容	必要書類	許可期間
学年途中	学年途中に転居し、通学に支障のない場合	不要	学年終了まで
転居予定	住宅の新築又は建売住宅を購入するため学区外から通学する場合	建築確認書の写し又は売買契約書の写し	入居できるまでの期間
身体的理由	身体虚弱又は通院治療を要する場合等、通院通学に便利な学校へ就学する場合	医師の診断書	学年終了まで
地域的事情	住居表示等によって他の学校区へ編入されたか、地域のつながりが従前と変わらない場合	不要	卒業まで
特別支援学級	指定校に特別支援学級がなく、特別支援学級のある学校に通学する場合	不要	普通学級に編入できるまで
学校の統合	統合検討委員会で統合年度が決定した場合、統合される学校に入学予定・通学する児童又は生徒について、あらかじめ統合先の学校への就学を希望する場合	不要	統合年度の前年度
その他の理由	家庭的事情や通学上の事情又は不登校等により指定された学校を変更することが適当であると判断される場合	学校長、児童相談所等意見書及び保護者の申立書	指定校へ復帰できるまで又は卒業まで